

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)の公表

令和4年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和3年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)、県内市町村及び一部事務組合の公営企業における資金不足比率について、今般、確報値を取りまとめましたので、お知らせします

1 健全化判断比率の状況 (団体ごとの一覧は別紙1のとおり)

健全化判断比率の4指標すべての比率において、県内市町村で早期健全化基準を上回る団体はありません。

①実質赤字比率

→ 全市町村、実質赤字なし (法施行(平成19年度決算)以降15期連続)

市町村の一般会計等の赤字の大きさを指標化し財政運営の悪化の度合いを示すもの
(早期健全化基準:財政規模に応じて11.25%~15%、財政再生基準:20%)

②連結実質赤字比率

→ 全市町村、連結実質赤字なし (法施行(平成19年度決算)以降15期連続)

市町村の一般会計等だけでなく、公営企業会計を含むすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の大きさを指標化し、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

(早期健全化基準:財政規模に応じて16.25%~20%、財政再生基準:30%)

③実質公債費比率

→ 全市町村、早期健全化基準未満 (法施行(平成19年度決算)以降15期連続)
起債許可団体ゼロ (平成26年度決算以降8期連続)

市町村の一般会計等が負担する借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の財政規模に対する割合の指標で、資金繰りの程度を示すもの

※前3カ年平均で算出

※元利償還金等から特定歳入等を控除した額を標準財政規模の額で除して得た数値とされていることから、マイナスとなる場合がある

(早期健全化基準:25%、財政再生基準:35%)

※実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に県の許可が必要となるほか、同比率を引き下げることの方策等を盛り込んだ「公債費負担適正化計画」の策定が必要となる

④将来負担比率

→ 全市町村、早期健全化基準未満（法施行(平成19年度決算)以降15期連続）

市町村の一般会計等における将来負担する借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の財政規模に対する割合の指標で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

(早期健全化基準:350%)

2 資金不足比率の状況（団体ごとの一覧は別紙2のとおり）

資金不足比率において、県内市町村及び一部事務組合で、経営健全化基準を上回る公営企業はありません。

→ 全市町村及び一部事務組合の全公営企業、経営健全化基準未満

（法施行(平成19年度決算)以降15期連続）

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

(経営健全化基準:20%)

ただし、下呂市の下呂温泉合掌村事業会計において、平成19年度決算以降の県内市町村及び一部事務組合の全公営企業を通じて、初めての資金不足額が発生しました。

下呂市・下呂温泉合掌村事業会計（4.6%）

- ・コロナ禍に伴う入場料収入の減少
- ・令和2年度発覚の使途不明金事件による資金流出(令和2年度に特別損失計上)
- ・令和2年度発覚の使途不明金事件に伴い、令和3年度に消費税の修正申告分の納税が発生